

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成20年4月25日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

### 1 大規模小売店舗の名称および所在地

アル・プラザ堅田  
大津市本堅田五丁目20番10号

### 2 提出された意見の概要

大津市からの意見

#### (1) 交通安全対策・交通渋滞対策について

- ア 駐車場出入口付近には、視界をさえぎる構造物や密な植栽を設置せず、視認性を十分に確保するよう指導されたい。
- イ 国道161号線への出口については出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討するよう指導されたい。
- ウ 開店後1か月間やセール期間中等、当初の想定を上回る来店が予想される時期については、適切に交通整理員を配置する等、万全の対策を講じるよう指導されたい。
- エ 開店後に予想を上回る来客車両が集中し、著しい交通渋滞の発生が認められる場合には、改めてその対策について本市および関係機関と協議するよう指導されたい。

#### (2) 地域との連携・協働について

大規模小売店舗立地法第4条に基づき公表されている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の序文や、日本チェーンストア協会が策定した「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されているとおり、大型店が自主的かつ積極的に地域づくりやまちづくりに参画し、具体的取組を通じて社会的責任を果たすことが強く期待されている。

このような背景を踏まえ、当該店舗においては、特にガイドラインの「3. 実効性を高めるための具体的行動事例」を実践され、本市や地域住民、関係団体と相互に連携し、地域経済団体等の活動や地域の美観・景観等生活環境推進への協力および参画、地域の防犯・防災および青少年の健全育成への協力等、地域づくりやまちづくりに関して積極的な対応をされるよう指導されたい。

#### (3) その他

- ア 店舗開設にあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知するよう指導されたい。
- イ 地域住民や大津市関係各課から出された意見等について、誠意をもって対応するよう指導されたい。
- ウ 今後も当該事業が周辺地域の生活環境に与える影響を継続して調査するとともに、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について地域住民等と誠意を持って協議・対応されることを指導されたい。

### 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

#### (2) 縦覧期間

平成20年4月25日から平成20年5月26日まで